

【啓発コーナー】

**仮想通貨**を購入させる**投資や利殖の勧誘に注意!!**  
**高配当で必ず儲かる!半年後には価値が何倍にもなる!**  
 などのうまい話にはご用心!!



【宮崎県内であった相談です】

「仮想通貨の価値が、半年後の上場で4倍になる。」と友人の知人に勧誘され、200万円分購入した。その際には、**契約書等は一切買っていない。**

仮想通貨は、上場と同時に換金できるということだったが、しばらくすると、プロジェクトが変更になり上場できなくなったとの連絡があった。返金もできるとのことだったので、返金を申し出たが、**返金されない。**そのうえ、業者との連絡も取れなくなってしまった。

**購入を勧めた友人の知人も、自分は一切、関係も責任もないと、とりつく島もない。**

このような**トラブル**に遭わないために  
**「必ず値上がりする」などの説明を、うのみにせず**  
**リスクが理解できなければ、契約はしない!!**

- ★仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うために、将来必ず値上がりするものではありません。価格変動や元本割れのリスクが十分に理解できなければ、契約をしないでください。
- ★「仮想通貨を代わりに買ってくれば、高値で買い取る」等といった不審な電話は、相手にせず、「興味ありません」「お断りします」などと言ってすぐに切ってください。
- ★仮想通貨の勧誘トラブルにあたり、不審な点があったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

**消費者ホットライン ☎188(いやや!)**

【生活情報コーナー】

**加工食品の原材料の産地**が表示されます!  
 ~ 産地を見て、商品を選べます ~

一番多い原材料が**生鮮食品**の場合

名称	ポークソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他) 豚脂肪、たん白加水分解物、...

2カ国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。  
 この表示の場合、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されています。これを、国別重量順表示と言います。



原材料の原産地が3カ国以上ある場合、多い順に2カ国を記載し、3カ国目以降は、「その他」とまとめて表示されることもあります。

一番多い原材料が**加工食品**の場合

名称	チョコレートクッキー
原材料名	チョコレート(フランス製造)、小麦粉、ショートニング...

表示をしっかり見て商品選びに活用するアリ!



この場合は、チョコレートの製造地が表示されず。これはチョコレートがフランスで作られたことを示しており、フランス産のカカオ豆を使用しているということではありません。

- ※平成29年9月1日から順次表示が変わっています。ただし、平成34年3月31日までは食品メーカー等が準備するための猶予期間です。
- ※外食、容器包装に入らずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

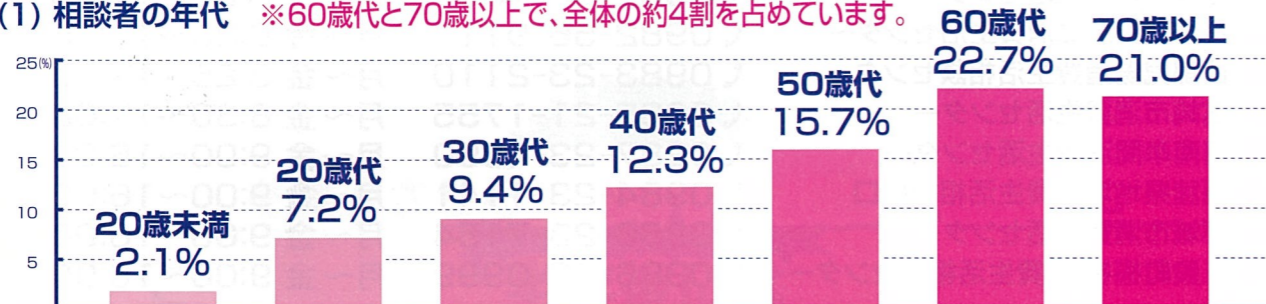
# 平成29年度 消費生活相談の概要

## 1 相談件数

平成29年度に宮崎県消費生活センターに寄せられた相談件数は、前年度に比べ67件(0.9%)減少し、**7,233件**でした。この他、市町村の消費生活相談窓口にも、4,925件の相談が寄せられました。

## 2 苦情相談の状況

(1) 相談者の年代 ※60歳代と70歳以上で、全体の約4割を占めています。



(2) 苦情の多い主な品目

順位	品目	件数	主な相談内容
1(1)	放送・コンテンツ等	1,419(1,559)	情報サイト料金の不当請求
2(5)	商品一般	1,098(276)	ハガキ等による架空請求
3(4)	融資サービス	301(327)	多重債務・ヤミ金融
4(2)	レンタル・リース・貸借	299(387)	アパート退去時の敷金トラブル
5(3)	インターネット通信サービス	253(347)	インターネット回線の契約トラブル
6(6)	健康食品	215(217)	定期購入・解約時のトラブル

( )内は、28年度

(3) 購入形態別の苦情件数

店舗以外での購入は、下記のとおりです。全体の約半数を占めています。

順位	品目	件数	主な相談内容
1	通信販売	2,216	放送・コンテンツ等、健康食品
2	訪問販売	578	新聞、放送・コンテンツ等
3	電話勧誘販売	330	インターネット通信サービス、健康食品
4	マルチ・マルチまがい取引	113	健康食品、化粧品
5	訪問購入	40	アクセサリ
6	その他無店舗販売 ※	32	移动通信サービス、飲料
7	ネガティブ・オプション(送りつけ商法)	5	書籍・印刷物、DVD

※その他無店舗販売：移動販売車、展示会等通常の店舗以外での販売

(4) 年代別の相談内容

60歳代及び70歳以上を除く各年代においては「**放送・コンテンツ等**」(情報サイト料金の不当請求)に関する相談が最も多くなっています。60歳代及び70歳以上では「商品一般」(ハガキ等による架空請求)が最も多くなっています。

二番目に多いのは、20歳代では「レンタル・リース・貸借」(アパート退去時の敷金トラブル)、30歳、40歳代では「融資サービス」(多重債務・ヤミ金融)、50歳代では「商品一般」、60歳代、70歳以上では「放送・コンテンツ等」となっています。

(5) 多重債務に関する相談の状況

多重債務に関する相談は年々減少しており、平成29年度は、前年度に比べ13件減少し、240件でした。

## [ お知らせコーナー ]

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

# 消費者ホットライン ☎188(いやや!)

## 各地域の相談窓口のご案内

● 延岡市消費生活センター	☎0982-22-7056	月～金 8:30～17:15
● 日向地区広域消費生活センター	☎0982-55-9111	月～金 8:30～17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎0983-23-2110	月～金 8:25～17:10
● 宮崎市消費生活センター	☎0985-21-1755	月～金 8:30～17:00
● 日南串間消費生活センター	☎0987-23-4390	月～金 9:00～16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎0984-23-1141	月～金 9:00～16:00
● 都城市消費生活センター	☎0986-23-7154	月～金 9:00～16:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎0986-52-0999	月～金 9:00～16:00

## 宮崎県消費生活センターのご案内

● 宮崎県消費生活センター	☎0985-25-0999	月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎0982-31-0999	

※終了時刻の30分前までにお電話ください

## 出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

### テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 整理収納
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法
- 家庭のできる省エネ

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、注意を呼びかける「出前講座」を行っています。職場の研修や高齢者クラブ、自治会、PTA、学校など県内どこへでも伺います。詳しいことは、お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

【消費生活センター】

☎0985-32-7171

【都城支所】

☎0986-24-0998

【延岡支所】

☎0982-31-0998

## 消費者教育コーナー新設のご案内

県消費生活センターのホームページに、消費者教育コーナーを新設しました。教材や実践事例などの資料を掲載していますので、消費者教育に携わっていらっしゃる方、興味のある方は、是非一度、ご覧ください。

## 宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ?

Q検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)